

西宮浜総合公園ネーミングライツ・パートナー募集要項

本市所有施設を有効活用し、安定的な財源を確保することにより、持続可能な施設の運営と市民サービスの向上を図ることを目的として、当事業の趣旨をご理解いただけるネーミングライツ・パートナーを募集します。

この要項は、西宮浜総合公園のネーミングライツ・パートナーを募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 対象施設

- (1) 施設名称 西宮浜総合公園（「別紙1」参照）
- (2) 設置目的 公園やスポーツが持つレクリエーション機能を発揮し、にぎわいを生み、市民に多様な楽しみを提供すること
- (3) 施設概要 「別紙2」のとおり
（各対象施設において開催される興行試合やイベント等の催事について、期間中の開催を保障するものではありません。）

2 募集概要

- (1) ネーミングライツの対象（「別紙2」の全8施設）
西宮浜総合公園内の施設の愛称
- (2) ネーミングライツ料
各施設の最低制限金額については、「別紙1」をご参照ください。
※ 消費税を含んだ年額で提案してください。
※ 1万円単位で提案してください。
※ 使用開始が年度途中からとなった場合は、その年度については月割とします。
また、使用が1ヶ月未満の場合は1ヶ月に切り上げることとします。
なお、端数が生じた場合は、100円未満切り上げとします。
※ 各施設において整備事業を実施する際は、愛称の使用を一旦解除させていただく場合があります。
- (3) 愛称使用期間
5年（令和5年4月1日～令和10年3月31日）
※ 使用開始時期は、やむを得ない特段の事由がある場合を除き、令和5年4月1日とします。
※ 使用期間の終了にあたり、使用継続の希望があれば、優先的に交渉することができるものとし、詳細については別途協議を行うものとします。
- (4) 愛称に係る条件等
 - ・ ネーミングライツ・パートナーは、施設の愛称として、企業名、商品名などを付けることができますが、管理上支障がなく、市民に親しまれ、施設の愛称としてふさわしいものとしてください。
 - ・ 愛称の中（前・中・後）に、所在地等に関する「別紙2」の必須名称を付け、各施設を連想できるものとしてください。例）〇〇多目的人工芝グラウンド、人工芝広場〇〇、スケートボード〇〇広場など
※複数面ある場合は、〇〇北多目的広場A（面）など末尾にA・B・C…と付くこととします。

- ・ 日本語又は英語アルファベット（もしくはその両方）を使用することができます。
- ・ 利用者の混乱を避けるため、使用期間内は、やむを得ない場合を除き、愛称の変更はできません。
- ・ 市で定める施設の正式名称を変更するものではありませんが、市の業務上の愛称として、優先して使用することとします。ただし、正式名称と併記する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 看板等の大きさやデザイン等については、都市景観及び屋外広告物の許可を所管する都市デザイン課との協議の上、西宮市公共サインデザインマニュアルで定める基準に適合するものとします。
- ・ 愛称について、西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準の内容を遵守するものとします。

(5) 費用負担

市とネーミングライツ・パートナーの費用負担は、次の表によるものとします。

区 分	市	ネーミングライツ・パートナー
新規看板等の設置・維持管理等 ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
市作成のパンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更 ※3	○	(○)
提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用		○

※1 設置場所や箇所数、設置方法などについて、フェンス等の構造物に影響がないようご注意ください。設置可否を含めて協議します。また、市が設置する看板や敷地外の道路標識等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、変更可能な表示を対象とします。

※2 上記費用については、ネーミングライツ料の他に別途負担していただきます。

※3 印刷物については、新規作成時や改訂時に変更する等、可能な範囲で対応します。ただし、既存パンフレットへのシール貼り等を希望される場合は、ネーミングライツ・パートナーが費用負担する場面に限り、修正することとします。なお、運動施設予約システム「スポーツネットにしのみや」上の施設名称についても変更予定です。

(6) パートナーメリットに関する提案

(5)の区分に加え、その他のパートナーメリットについて、希望があれば提案することができます。実施可能な範囲で対応いたしますが、協議によりご希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

3 応募資格

法人を対象とします。次のいずれかに該当する場合は申し込むことができません。

- ① 西宮市広告掲載基準第4条に定める規制業種又は事業者である場合
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている場合

4 申込方法

(1) 募集要項等の配布

- ① 配布期間

令和4年5月25日（水）～8月1日（月）

② 配布方法

市のホームページ（ページ番号：85227536）からダウンロードしてください。

(2) 提出書類

ア 西宮浜総合公園ネーミングライツ・パートナー申込書〔様式1〕

イ 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例に伴う誓約書〔様式2〕

ウ 団体等の概要（沿革、業務内容など）に関する資料（様式任意）

エ 直近年度の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村税の各納税証明書）【写し可】

オ 直近3カ年の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）【写し可】

カ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）【写し可】

※提案にあたっての費用及び協定締結に係る費用については、応募者にご負担いただきます。

※エとカに掲げる書類については、申込書を提出する日の3カ月以内に発行されたものを添付してください。なお、令和2年度競争入札参加資格者名簿に記載されている場合は省略可。

(3) 提出部数

2部（正本1部、副本1部）

※提出された書類は返却しません。

※提出後は、提出書類の差し替えや追加等は認めません。

(4) 申込受付期間

令和4年6月24日（金）～8月1日（月）

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

(5) 提出先

・持参の場合

西宮市土木局公園緑化部公園緑地課（第二庁舎9階）

・郵送の場合（期間内必着）

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市土木局公園緑化部公園緑地課

(6) 現地説明会

現地説明会は、実施しません。なお、現地見学は可能ですが、事前に「9 お問い合わせ先」まで希望日時をお知らせください。

(7) 質問事項の受付

申込みに関する質問については、次のとおりです。

① 受付期間

令和4年5月25日（水）～7月20日（水）午後5時30分まで

② 受付方法

電子メールで下記アドレスに質問票〔様式3〕を送付してください。

※e-mail：vo_kouen@nishi.or.jp

※電子メールの件名は、「ネーミングライツに関する質問【法人名】」としてください。

③ 回答方法

公平を期すため、質問に対する回答は、上記受付期間終了後2営業日後を目途に、市ホームページ（ページ番号：85227536）に掲載します。

質問者に対して個別に回答することはありません。

(8) 応募の辞退

申込書を提出後に応募を辞退する場合は、「9 お問い合わせ先」に郵送または電子メールにて、文書による辞退届（様式は任意）を提出してください。

5 選定方法等

(1) 選定方法

市が設定する最低制限金額以上のネーミングライツ料を提示した者について、市の選定委員会により、提出書類をもとにネーミングライツ・パートナーとしての適格性、愛称案、提示金額並びに西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準への適合等について総合的に審査を行います。なお、応募者が1者のみの場合についても、同様に取扱います。

※指定管理者（選定時は指定候補者）が応募した施設は、当該指定管理者又は指定管理者が指定する事業者をパートナー候補者（第1候補）とします。また、指定管理者が応募していない施設は、市が指定管理者と協議を行い、上記の選定方法によりパートナー候補者を決定します。

※審査基準につきましては、「ネーミングライツ・パートナー審査基準」をご参照下さい。

(2) 選定結果の通知

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3) 結果の公表

市とパートナー候補者が協議を行い、協定を締結した場合、ネーミングライツ・パートナー、愛称、ネーミングライツ料等を市ホームページ、市政ニュース等で公表します。

なお、ネーミングライツ・パートナー以外の応募者の情報は、原則として公表しませんが、情報公開請求があった場合は、西宮市情報公開条例に基づき公開することがあります。

6 協定の締結等

(1) 協定の締結

候補者の選定後、市とパートナー候補者（第1候補）は速やかに必要な協議、調整を行い、ネーミングライツ・パートナーとして協定を締結します。協議には一定の期間を設け、その期間内に協議が整わなかった場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位候補者と協議を行うこととします。

(2) 選定の取消及び協定の解除

パートナー候補者として選定された後において、当該候補者が応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合など、ネーミングライツ・パートナーとすることが適当でないと認められるときは、市は候補者としての選定を取消し、また、協定を締結した後においては協定を解除することができることとします。

その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担することとします。また、既に支払われたネーミングライツ料は、返還しません。

7 ネーミングライツ料の支払いについて

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度、4月末日までに行うものとし、支払い方法については、一括払いとします。なお、契約初年度（令和5年度）においては、別途協議の上、市が請求を行ってから原則30日以内を納付期限とします。

8 その他

- ① 西宮浜総合公園では、指定管理者制度を導入しており、施設の管理運営業務は指定管理者が行っているため、必要に応じて、ネーミングライツ・パートナー、指定管理者及び市の三者間でその都度協議を行います。
- ② 期間中における対象施設の改修・補修・再整備に伴う工事や災害等を起因とする臨時休館等、運営上の措置によってネーミングライツ（愛称表示等を含む）に影響が発生した場合であっても、ネーミングライツ料や愛称の使用期間の変更は行わないものとします。
- ③ 今回のネーミングライツ以外に、広告事業の実施を行う場合があります。この場合、当該施設の現状変更に伴う提案金額及び契約料の変更は行わないものとします。
- ④ ネーミングライツを他者に譲渡・貸与することはできません。
- ⑤ 募集から開始までの流れ（予定）

項目	日程	備考
① 募集要項等の配布開始 質問事項受付開始	令和4年5月25日（水）	HP公開
② 質問事項受付終了	令和4年7月20日（水）	17時30分まで 回答は随時HP公開予定
③ 申込受付開始	令和4年6月24日（金）	受付時間は、土・日を除く
④ 申込締切	令和4年8月1日（月）	9:00~12:00, 13:00~17:30
⑤ 選定委員会（候補者決定）	令和4年8月下旬	
⑥ 選定結果通知	令和4年12月上旬	指定管理者と協議の上、決定
⑦ 市と候補者で協議	令和4年12月中旬	
⑧ 合意（協定の締結）	令和4年12月下旬	
⑨ パートナー公表（記者発表）	令和5年1月上旬	
⑩ 看板等の設置		
⑪ 愛称の使用開始	令和5年4月1日（土）	

9 お問い合わせ先

西宮市土木局公園緑化部公園緑地課
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
電話：0798-35-3611 FAX：0798-38-6325
e-mail：vo_kouen@nishi.or.jp